主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人大野直数の上告理由について。

原判決(その引用する一審判決を含む)がその確定した事実関係のもとにおいて、本件訴訟の出訴期間は、上告人が所論裁決書(乙一号証)を受領した昭和三八年一月一三日から三箇月であるとした判断は正当で、原判決には所論の違法はなく、論旨は採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

郎	=	田	松	裁判長裁判官
吾	謹	部	長	裁判官
誠		田	岩	裁判官
郎	 健	隅	大	裁判官